平成２５年（フ）第７２５号
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目17番地２
破産者　小山　喜明
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
北九州市小倉北区中井２丁目15番５―202号
破産者　林　　玲子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１号
山形県酒田市田沢字長根下８番の１
破産者　荒木　　進
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第８７号
茨城県高萩市春日町２丁目57番地の２
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０３１号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区36棟504号
破産者　樋口　　豊
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６０号
さいたま市見沼区大字蓮沼615番地１　エクセル大宮東３番館710
破産者　細川　悦茂
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８０号
さいたま市桜区南元宿２丁目18番18号、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1189番地３　メゾンドパストラル一番館306
破産者　古谷　陽子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
新潟市中央区西大畑町5195番地１、申立時の住所新潟市東区向陽１丁目184番地２
破産者　白川　　博
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
長野県北安曇郡松川村5770番地13
破産者　中村　　健
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２８２号
大阪市城東区森之宮２丁目８番501号、開始決定時大阪市城東区森之宮２丁目２番20―1001号
破産者　中西　晴美
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０６号
大阪府東大阪市西岩田１―10―21　サザンハイツ101号室、開始決定時大阪府東大阪市西岩田３丁目３番52―308号
破産者　実　　敏江
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０１号
大阪市港区三先１丁目14番29―305号
破産者　西森　健一
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７９号
神奈川県横須賀市本町２丁目１番地22　コンフォール横須賀本町701
破産者　福永　裕子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０号
大阪府藤井寺市小山１丁目６番41号
破産者　岩江　親巌
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
大阪府松原市一津屋６丁目８番９号
破産者　新屋　　勉
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１４号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目２番13号
破産者　松村　　勉
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２３号
堺市中区深阪2004番地
破産者　乃田　　剛
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
徳島市大谷町大開63番地の４　２Ｆ、旧住所徳島県小松島市芝生町字宮ノ前32番地の１
破産者　秋月千鶴代
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号
愛媛県四国中央市川之江町739番地の３
破産者　石川　幸造
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部